

景観重要公共施設の占用等の許可に関する事前協議について

良好な景観形成を進めるため、焼津らしい景観地及びその周辺の景観の主要な構成要素となっている公共施設として指定された景観重要公共施設の区域内で占用等の許可が必要になるもののうち、建築物・工作物の整備を行う場合には、焼津市景観まちづくり条例第21条第2項に基づき、占用等の許可の申請をする前までに、事前協議が必要となります。また、焼津市景観計画の第11章「景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号ハ）」に定める占用等の許可の基準に適合する必要があります。

1. 景観重要公共施設の指定箇所

種別	名称	区間・範囲
道路	県道静岡焼津線	静岡市境～市道当目中原浜久保線の合流部
河川	大井川	藤枝市境～河口
海岸	浜当目海岸（焼津漁港海岸浜当目地区）	海岸保全区域（陸域のみ）
	石津浜海岸（焼津漁港海岸石津地区）	海岸保全区域（陸域のみ）
	和田浜海岸（焼津海岸田尻地区）	海岸保全区域（陸域のみ）
	和田浜海岸（駿河海岸（焼津工区）の一部）	海岸保全区域（陸域のみ）

2. 事前協議の対象となる行為

建築物・工作物の整備（新築・新設、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕・模様替、色彩の変更）

3. 届出の適用除外

- ・公共施設管理者が自ら設置・築造したもので、本計画の策定時点で現に存するもの
- ・本計画の策定時点で現に占用許可等を受けて存するもの（著しく景観を阻害するものを除く）
- ・道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- ・占用期間が6ヶ月未満のもの
- ・仮設のもの（占用期間が長期にわたるものは個別協議の上で焼津市が判断する）
- ・安全上または緊急上やむを得ないもの（立入禁止等の措置）
- ・地下または水面下のもの等で周辺の景観形成に影響のないもの
- ・焼津市長がやむを得ないと認めたもの

4. 占用等の許可の基準

河川においては「色彩」、道路・海岸においては、「色彩」・「配置」を定めています。詳しくは、焼津市景観計画 126～128 頁、または、焼津市景観計画に基づく届出等の手引き第2編をご覧ください。

5. 事前協議の手続き

事前協議の対象行為を行おうとする場合、以下に従い、事前協議をお願いします。

協議の提出

届出書類等は焼津市景観まちづくり規則第27条第2項の規定に基づくものです。2部提出してください。

鑑		景観重要公共施設占用等許可事前協議書（第27号様式）
添 付 書 類	位置図	方位及び行為地の付近見取図 ※縮尺 1/2500
	措置状況を記載した書類	国や静岡県などの色彩・デザイン指針、景観ガイドライン等で定める公共施設の整備に関する景観配慮事項に対する行為 ※縮尺 1/100 ・縮尺、方位、敷地に接する道路の位置及び幅員を明示してください。 ・付近見取図もしくは配置図に撮影場所及び撮影方向を記入してください。
	計画立面図 ・ 断面図または 完成予想図	着色(各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値)※縮尺 1/50 ・カラーパースにより上記内容が表現されている場合には、立面図への着色や上記内容の表示は不要です。
	現況写真	行為地及びその周辺 ・実際に建築する場所だけではなく、敷地の周辺の状況が分かるものを添付してください。

【様式の入手方法】各様式は、焼津市ホームページからダウンロードできます。

事前確認書の受領

届出のあった行為が景観形成基準に適合していると市が認めたときは、「景観重要公共施設占用等許可事前協議書（様式第28号）」を発行し、届出をした方に通知します。事前確認書は、占用等許可申請の際に、焼津市景観計画に適合していることを証明するものとしてご活用ください。

完了の届出

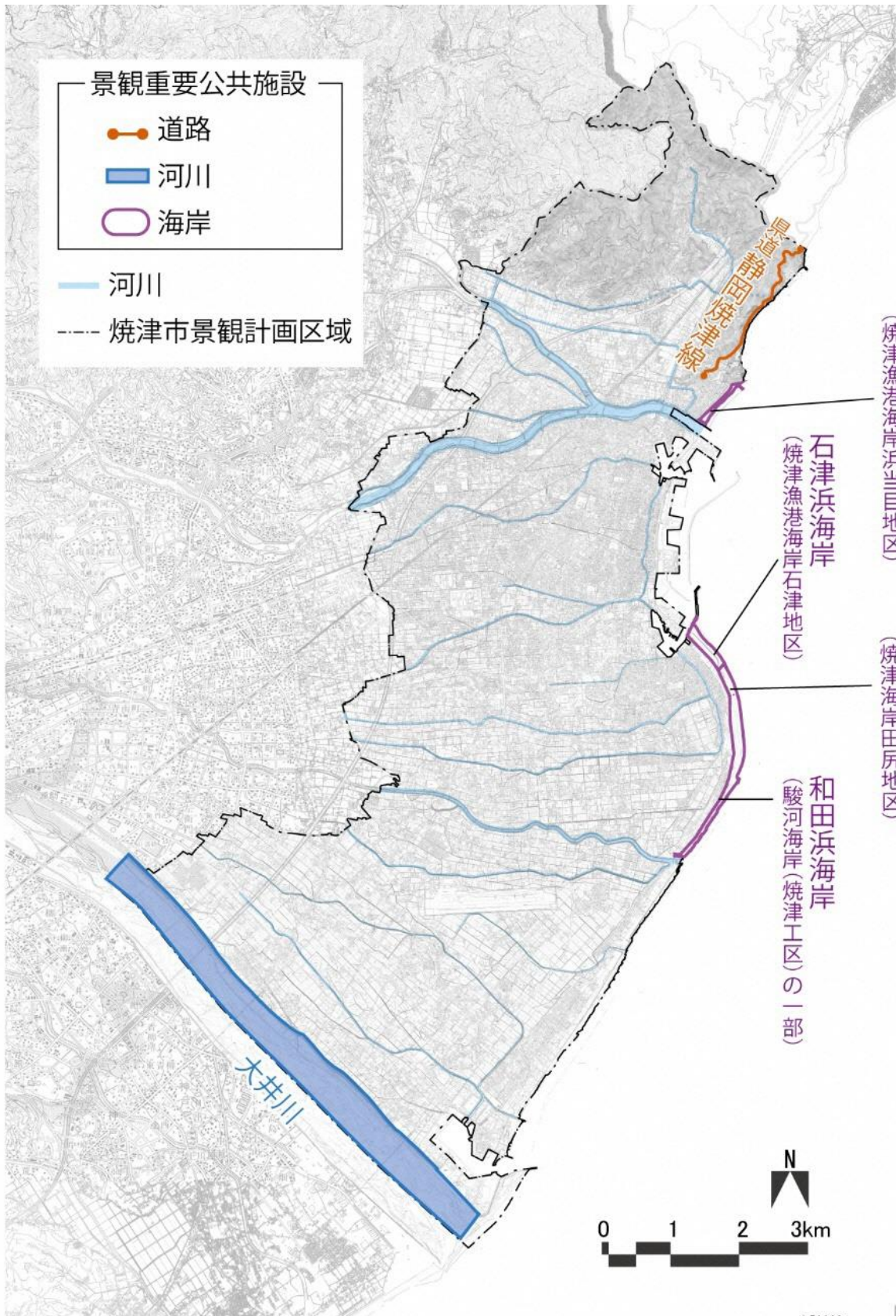
届出した行為が完了した際には、当該届出に係る行為を完了したことを示す写真を添えて、「景観計画区域内行為完了届出書（第8号様式）」を1部提出してください。

完了確認書の受領

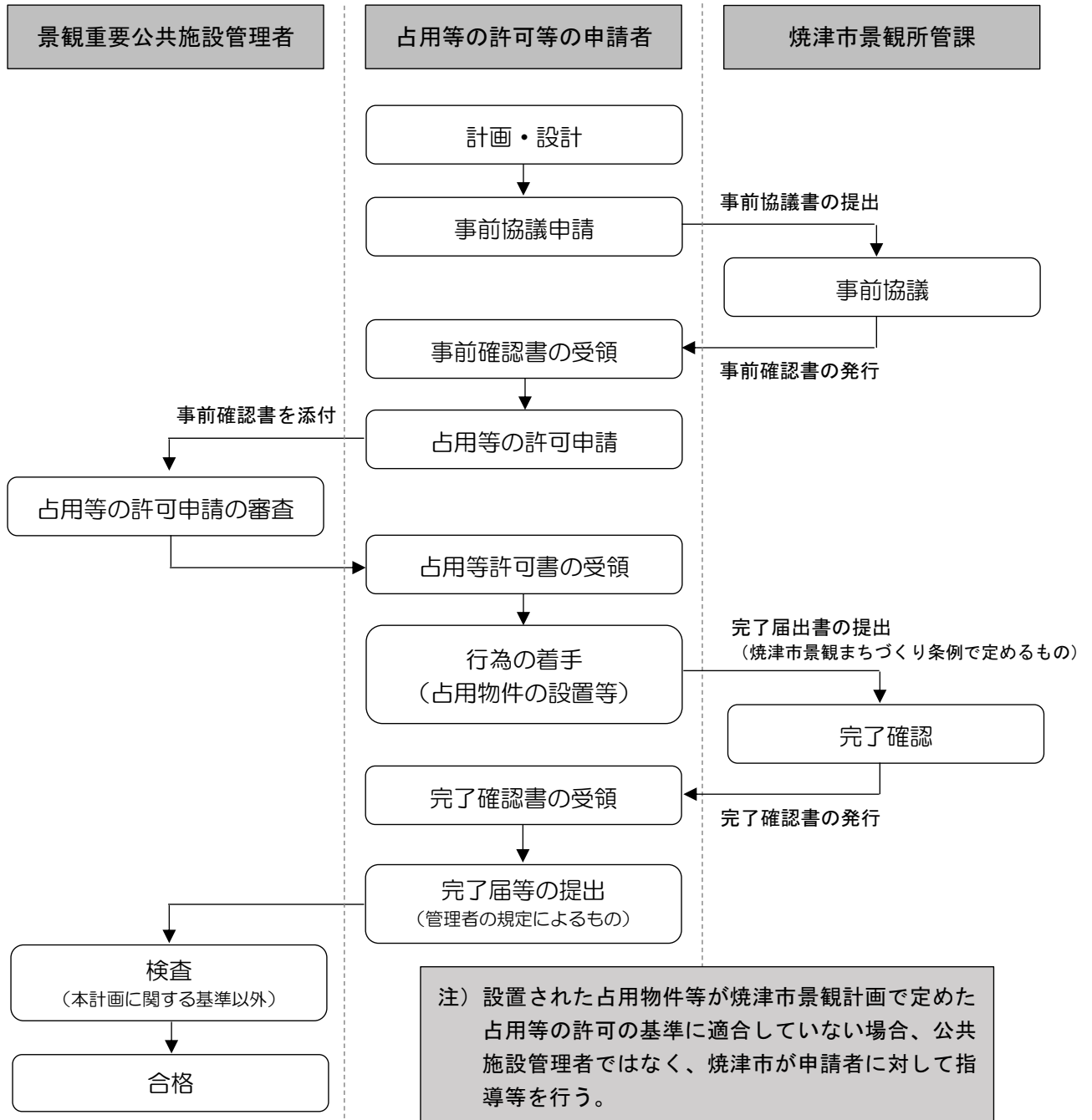
完了した行為が景観形成基準に適合していると市が認めたときは、「景観重要公共施設占用等行為完了届出書（様式第29号）」を発行し、届出をした方に通知します。完了確認書は、占用等許可の完了届出の際に、焼津市景観計画に適合していることを証明するものとしてご活用ください。

《市民や事業者様へ》

当該公共施設については、市民意向を踏まえ、自然景観を踏まえて選定された焼津らしい景観地を構成する要素となっていることから、良好な景観を形成するため、当該景観形成基準等に適合するように配慮していただけますようよろしくお願いします。



<景観重要公共施設 占用等の許可申請に関するフロー>



景観重要公共施設管理者一覧

景観重要公共施設		管理者名 (占有等の許可の申請先)	
道路	県道	静岡県交通基盤部道路保全課・島田土木事務所 (維持管理課)	
河川	一級河川	国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所 (占有調整課)	
海岸	和田浜海岸 (駿河海岸 (焼津工区) の一部)	国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所 (占有調整課)	
	県が管理 する海岸	和田浜海岸 (焼津海岸田尻地区)	静岡県交通基盤部河川砂防管理課・島田土木事務所 (維持管理課)
		浜当日海岸、 石津浜海岸	静岡県交通基盤部港湾企画課・焼津漁港管理事務所 (管理課)

令和 3年 4月 1日

(宛先) 焼津市長

事前協議書を提出する年月日を記入
(占有等の工事着手の 1 か月以上前)

協議者 住 所 静岡県焼津市本町〇-〇〇-〇〇
氏 名 株式会社〇〇 代表 焼津花子[Ⓓ]
(法人の場合、法人名及びその代表者の氏名)
電話番号 054-812-0000

景観重要公共施設の占有等の許可に係る申請をしたいので、焼津市景観まちづくり条例第 21 条第 2 項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり事前協議します。

占有等を希望する場所等	景観重要公共施設の名称	県道〇〇〇線
	地名又は地番	焼津市浜当目〇〇番地
	占有等希望区域の距離・面積等	〇〇交差点～静岡市境（約 500m）の区間
設計者 ^{※1}	郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇
	住 所	静岡県焼津市宗高〇〇〇
	事務所名	〇〇〇設計コンサルタント株式会社（電話 054-123-4567）
	氏 名	代表取締役 景観 太郎
施工者 ^{※1} (予定)	郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇
	住 所	静岡県焼津市塩津〇〇〇
	事務所名	株式会社〇〇〇建設（電話 054-812-1111）
	氏 名	代表取締役 焼津 勝男
行為の期間	着手予定	令和 3年 5月 1日
	完了予定	令和 4年 3月 10日

※1 法人その他の団体は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

※2 焼津市景観まちづくり条例施行規則第 27 条第 2 項に掲げる図書を添付してください。

(焼津市記入欄)

受付番号	
------	--

(裏)

占用等の概要	占用等の目的	電線・電柱の新設・改設		
	占用等の物件	電柱・電線		
	構造・規模	届出部分	電柱（高さ 12m）10 基、電線 200m	
		既存部分	電柱（高さ 12m）20 基、電線 300m	
		合計	電柱（高さ 12m）30 基、電線 500m	
	数量	電柱 10 基、電線 200m		
色彩	基調色	電柱：ダークブラウン（10YR 2/1） 電線：N 3		
	その他	電柱：危険箇所に反射材（7.5Y9/8）		
景観に配慮した内容	<ul style="list-style-type: none">電柱の基調色にダークブラウンを使用し、周囲の景観への調和に配慮する。電線・電柱の配置は、道路の陸側を基本とし、道路上からの駿河湾等の眺望を遮らないよう留意する。			

既に同様の占用等をしている場合は記入

占用物件等に使用する色彩(マンセル値)を記入

景観に配慮した内容を簡潔に記入
(基準に関する内容以外も含めてよい)

景観重要公共施設占有等行為完了届出書

令和 3年 7月 30日

(宛先) 焼津市長

届出者 住 所 静岡県焼津市本町〇-〇〇-〇〇
氏 名 株式会社〇〇 代表 焼津花子^印
(法人の場合、法人名及びその代表者の氏名)
電話番号 054-812-0000

令和 3年 5月 1日付けで焼津市景観まちづくり条例第21条第2項の規定により事前協議した景観重要公共施設の占有等行為が完了したので、同条例第22条の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

受付番号	第 101 号	
占有等を希望する場所等	景観重要公共施設の名称	県道〇〇〇線
	地名又は地番	焼津市浜当目〇〇番地
占有等の物件	電柱・電線	
完了日	令和 3年 7月 26日	
供用開始予定日	令和 3年 8月 12日	

(備考)

占有等行為完了後の行為地及びその周辺の写真を添付してください。

【協議・届出窓口】

焼津市 都市政策部 都市計画課 計画担当

〒425-8502

焼津市本町2丁目16番32号（本庁舎5階）

TEL：054-626-2160

FAX：054-626-2184

E-Mail：toshikeikaku@city.yaizu.lg.jp